

平成22年 第3回 築上町議会定例会会議録(第5日)

平成22年9月28日(火曜日)

議事日程(第5号)

平成22年9月28日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第71号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第5号)について
- 日程第2 議案第72号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第3 議案第73号 平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第74号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第5 議案第75号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第6 認定第1号 平成21年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第2号 平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第8 認定第3号 平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第4号 平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第10 認定第5号 平成21年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第6号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第7号 平成21年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第8号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第9号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について
- 日程第15 認定第10号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
- 日程第16 認定第11号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第12号 平成21年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第76号 築上町過疎地域自立促進計画について
- 日程第19 意見書案第7号 高速道路無料化社会実験の中止を求める意見書(案)について
- 日程第20 請願第1号 京築一高い国民健康保険税の引き下げを求める請願書

(継続審査分)

日程第21 意見書案第1号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理
条例制定を求める意見書(案)について

(追加分)

日程第22 議案第79号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第6号)について

日程第23 議案第80号 築上町「旧蔵内家住宅」保存基金条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

日程第24 議案第81号 財産の取得について

日程第25 議案第82号 財産の取得について

日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第71号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第5号)について

日程第2 議案第72号 平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

日程第3 議案第73号 平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第1号)について

日程第4 議案第74号 平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

日程第5 議案第75号 平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について

日程第6 認定第1号 平成21年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 認定第2号 平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

日程第8 認定第3号 平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 認定第4号 平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

日程第10 認定第5号 平成21年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第11 認定第6号 平成21年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第12 認定第7号 平成21年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第8号 平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第9号 平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第15 認定第10号 平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて

日程第16 認定第11号 平成21年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 認定第12号 平成21年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

日程第18 議案第76号 築上町過疎地域自立促進計画について

日程第19 意見書案第7号 高速道路無料化社会実験の中止を求める意見書(案)について

日程第20 請願第1号 京築一高い国民健康保険税の引き下げを求める請願書

(継続審査分)

日程第21 意見書案第1号 県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理
条例制定を求める意見書(案)について

(追加分)

日程第22 議案第79号 平成22年度築上町一般会計補正予算(第6号)について

日程第23 議案第80号 築上町「旧蔵内家住宅」保存基金条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第24 議案第81号 財産の取得について

日程第25 議案第82号 財産の取得について

日程第26 常任委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(19名)

1番 田原 宗憲君	2番 丸山 年弘君
3番 首藤萬壽美君	4番 塩田 文男君
5番 工藤 久司君	6番 塩田 昌生君
7番 成吉 暲奎君	8番 吉元 成一君
9番 西畑イツミ君	10番 西口 周治君
11番 有永 義正君	12番 田村 兼光君
13番 田原 親君	14番 信田 博見君
15番 宮下 久雄君	17番 武道 修司君
18番 平野 力範君	19番 中島 英夫君
20番 繁永 隆治君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君

書記 則松 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長 新川 久三君 副町長 八野 紘海君
会計管理者兼会計課長 畦津 篤子君
総務課長 吉留 正敏君 教育長 神 宗紀君
財政課長 則行 一松君 企画振興課長 渡邊 義治君
人権課長 松田 洋一君 住民課長 福田みどり君
税務課長 田村 一美君 福祉課長 中野 誠一君
建設課長 田中 博志君
産業課長兼農業委員会事務局長 久保 和明君
上水道課長 中嶋 澄廣君 下水道課長 久保 澄雄君
総合管理課長 吉田 一三君 商工課長 石川 武巳君
環境課長 永野 隆信君 学校教育課長 田中 哲君
生涯学習課長 田原 泰之君 監査事務局長 川崎 道雄君
清掃センター長 田村 修乃君 代表監査委員 尾座本雅光君

午前10時00分開議

議長(成吉 暲奎君) 皆さん、おはようございます。会議が始まる前、冒頭ですね、町長のほうから訂正の申し出がありましたので、それを許します。

町長(新川 久三君) 議案の補正予算のところ、プレミアム商品券、ルミエールで椎田の商工会は、僕は使えないというふうに言っていましたが、前回から使えるようになっておるということで、以前は使えなかったけれどもということで、築城町商工会、椎田町商工会ともルミエールで使えるということで、ちょっと訂正をさせていただきます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでした。

改めて、おはようございます。ただいまの出席議員は19名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ただいまから議事に入ります。

日程第1. 議案第71号

議長(成吉 暲奎君) 日程第1、議案第71号平成22年度築上町一般会計補正予算(第5号)についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 議案第71号平成22年度築上町一般会計補正予算(第5号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、子宮頸がんワクチン接種事業、西八田学供整備事業、船迫小学校取り壊しの伴う返還金が主なもので、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長(繁永 隆治君) 議案第71号平成22年度築上町一般会計補正予算(第5号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、小原集落センター移転事業や商品券プレミアム販売事業が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 平成22年度築上町一般会計補正予算(第5号)について、所管の項目について慎重に審査した結果、山本地区の共聴施設支援事業や地域情報化基本計画策定委託料等が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第71号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2. 議案第72号

日程第3. 議案第73号

日程第4. 議案第74号

日程第5. 議案第75号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第2、議案第72号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてから、日程第5、議案第75号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてまでは厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号から議案第75号まで一括して委員長報告を行うことに決定いたしました。

それでは、議案72号から議案75号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 報告します。

議案第72号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、本案について慎重に審査した結果、国保連合会の次期システム開発負担金や平成21年度療養給付費等負担金の精算による増額補正と、一般及び退職被保険者の高額介護合算療養費の減額が主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第73号平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、平成21年度の次期繰越額を計上し、国・県及び支払い基金償還するものが主なものであり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第74号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、平成21年度の決算繰越額を計上し、広域連合への納付金の補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第75号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、本案について慎重に審査した結果、繰越金の増額にかかわる一般会計繰入金の減額補正であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

それでは、日程第2、議案第72号平成22年度築上町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第72号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第73号平成22年度築上町老人保健特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第73号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第74号平成22年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第74号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第74号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第75号平成22年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第75号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 認定第1号

議長(成吉 暲奎君) 日程第6、認定第1号平成21年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 認定第1号平成21年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長(繁永 隆治君) 認定第1号平成21年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

次に、総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 平成21年度築上町一般会計歳入歳出決算の認定について、所管の項目について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第1号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第1号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 認定第2号

議長(成吉 暲奎君) 日程第7、認定第2号平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 認定第2号平成21年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第2号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第2号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第2号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8. 認定第3号

議長(成吉 暲奎君) 日程第8、認定第3号平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 認定第3号平成21年度築上町奨学金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第3号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第3号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第3号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9、認定第4号

議長(成吉 暲奎君) 日程第9、認定第4号平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長(繁永 隆治君) 認定第4号平成21年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第4号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第4号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10.認定第5号

日程第11.認定第6号

日程第12.認定第7号

日程第13.認定第8号

日程第14.認定第9号

日程第15.認定第10号

日程第16.認定第11号

日程第17.認定第12号

議長(成吉 暲奎君) お諮りします。日程第10、認定第5号平成21年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第17、認定第12号の平成21年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定までは厚生文教常任委員会への付託事案であり、一括して委員長の報告を求めたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号から認定第12号まで一括して委員長報告を行うことに決定いたしました。

それでは、認定5号から認定第12号までの報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) それでは、認定第5号から平成21年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第6号平成21年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続いて、認定第7号平成21年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第8号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案につ

いて慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第9号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第10号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第11号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

認定第12号平成21年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について慎重に審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

日程第10、認定第5号平成21年度築上町霊園事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第5号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第6号平成21年度築上町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 委員長にお尋ねします。

委員会審議中にこの認定6号について、何か意見ありました、なかったですか。

議長(成吉 暲奎君) 平野委員長。

議員(8番 吉元 成一君) なければいいです。なければいいで。質問の意味がわからんやろうな。後でわかる。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 吉元議員の質問にお答えします。

特段うちの委員会で記憶にあるような意見は出ませんでした。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第6号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第6号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、認定第7号平成21年度築上町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第7号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第7号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第7号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、認定第8号平成21年度築上町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第8号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第8号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第8号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、認定第9号平成21年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第9号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第9号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第9号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、認定第10号平成21年度築上町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第10号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第10号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、認定第11号平成21年度築上町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第11号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第11号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、認定第12号平成21年度築上町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより認定第12号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。認定第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、認定第12号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18、議案第76号

議長(成吉 暲奎君) 日程第18、議案第76号築上町過疎地域自立促進計画について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 議案第76号築上町過疎地域自立促進計画について、本案について慎重に審査した結果、平成22年度から平成27年度までの築上町の自立促進計画であり、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第76号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第19.意見書案第7号

議長(成吉 暲奎君) 日程第19、意見書案第7号高速道路無料化社会実験の中止を求める意見書(案)について議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 意見書案第7号高速道路無料化社会実験の中止を求める意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、高速道路無料化社会実験が地域に与える影響が不明瞭であり、反対意見もありましたが、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さんでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 総務常任委員長にお尋ねします。一部反対意見があったという今の説明でしたが、できるだけ詳しくその反対理由の内容を教えてくださいたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) 総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 委員の方が、町民の方にこういう無料化実験をされておるが、状況

としてどういう御意見をお持ちでしょうかということをお聞きして回っております。その内容が無料化実験非常にいいので、実験は継続していただきたいというような意見があったと。そういうような意見もございまして、一部反対というような状況でございます。

議長(成吉 暲奎君) ほかにございませんか。西口議員。

議員(10番 西口 周治君) 高速道路無料化ということですが、これは椎田道路に限っての意見書だと思っております。これから、高速道路が接続、東九州自動車道も接続してくるわけなんです、その辺の対応ですかね、これを無料化を中止してとにかく車の流れを下のほうへと、椎田・勝山線、並びに国道10号線へというふうな意見書に見えるわけなんです、その東九州の対応等については何も話されなかったのでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 東九州自体につきましては、委員会の中で議論の対象にはなっていないと思います。

議長(成吉 暲奎君) よろしいですか、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。ちょっと、ごめんなさい。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 意見書の趣旨はわかりませんが、私たちはずっと長年東九州自動車道を推進してきている立場であります。有料であろうが、無料であろうが、東九州自動車道が全部完成することにより、ここの過疎化というか、商売する人たちに影響は避けられません。よって、この対策は独自で行うべきであり、私たちは東九州自動車道を推進する立場からこの意見書には反対いたします。

議長(成吉 暲奎君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。(「賛成討論」と呼ぶ者あり)反対意見のある方ですね。失礼しました。総務委員長。

議員(8番 吉元 成一君) ほかにありませんかということは反対の後は、賛成で、賛成ある人ね。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 委員会で可決という決定をいたしましたので、賛成の討論をいたします。

私は、無料化と、高速、椎田バイパスですけども、高速道路自体を無料化、全体を無料化するということにはどうかという考えを持っております。高速道路料金が低いというのは重々承知しております。そ

れは値下げすべきだと思っておりますけれども、これをゼロ円にしてしまって、その維持補修経費を税でと、そういうことにはなりにくいだろうと思っております。

また県道、市町村道、在来の国道そういうものの改良費、維持費そういうものが高速道路の維持改修費にこれから充てられていくということになれば、これもまた非常にまずいのではないかと。県道には県道、在来の国道には国道にも車が交通すべきではないかと思っております。そういう観点から、無料化というもの、値下げということにはよろしいんですが、無料化というものには反対いたしたいと思います。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) ほかにございませんか。

これで討論を終わります。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 反対、賛成ではないんですが、動議を提出させていただきたいと思います。

議長(成吉 暲奎君) ただいま工藤議員から意見書案第7号を継続審査とするということの動議が提出されました。動議に賛成の方は、

議員(8番 吉元 成一君) その動議はまだちょっとまだ早いやないですかね。採決の段階に入ってね、動議出すんやったら受け付けるでしょうけど、まだ反対・賛成の討論の段階でしょう。その終結してないですね。それやったら僕も賛否に加わりたくないから退席するのをお願いをしようと思っちゃったんですよ。私も委員会で決定したのは、今武道議員が出そうとしたような意見もあった。というのは、無料化もなるほど利用者は喜ぶんだと。でも、メタセや近隣の商売人の売り上げが減っているんだと。メタセの分析した表も出ていました。でもこれは企業努力、営業努力もしなさいよと。これを機会にしたらどうですかと。そして、12月議会までたった今これを即決したところで、無料化、これが実験が中止になるわけでもないという意見も出ました。それで、ひとつやっぱり本当にみんなが一致したもので、こういうのは出したほうがいいことないかという気持ちがありましたので、12月までちょっとみんなで勉強したらどうでしょうかと。それは、メタセの売り上げが伸びるとか伸びんやったら、また減ったとか落ち込んだとか、そういったことを調べてやったらどうかということで、私は採決とる段階ではそういった理由がありますので、反対でもなし、無理に賛成することもできないし、無理に反対するつもりもありませんので、この採決で、気持ちが定まらないのに採決に加わりたくありませんので、もし採決するんなら、議長、退席をさせていただきます。それだけ言っておきます。

議長(成吉 暲奎君) 私も皆さんにはっきりしていなかったと思いますが、私は今、討論は終わったと思ってやったわけです。それで、工藤議員を指名したわけでございますが、

議員(8番 吉元 成一君) 動議の内容は議長が言うのではなくて、本人が言うことです。そういう意見が出ていますから、あらかじめ用意して受け付けとく動議……。

議長(成吉 暲奎君) これは意見ですか。動議ですね。動議はという動議でしょう。これで討論を終わりますが、それで終わりますよ、討論。終わりますね、よろしいですか。よろしいですか。委員長報告

に反対意見もありますので、これより意見書案第7号について採決を行います。工藤議員。

議員(5番 工藤 久司君) 済みません。先走ったようで。緊急動議を提出していただきたいと思いません。(発言する者あり)

議長(成吉 暲奎君) 停止ですね、中止ですね。はい、わかりました。動議出すわけですね。どうぞ。動議です。その動議の内容を説明してください。(「動議が成立するか、成立せんかの」と呼ぶ者あり)だから、(発言する者あり)継続ですか。

工藤議員の明確……。

議員(5番 工藤 久司君) 継続を希望する動議でございます。

議長(成吉 暲奎君) はい、わかりました。工藤議員の継続の希望ですが、これに賛成の方の。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) 動議が成立しました。この動議は所定の賛成者がおりますので成立しました。継続審議とすることの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。よろしいですか。(「説明せんでいいですか」と呼ぶ者あり)今からするわけです。この動議に決定することに賛成の方の起立を願います。工藤議員の継続の。(「説明をちょっと求めてください。継続の理由工藤議員に求めてください」と呼ぶ者あり)吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 皆さんも理解してやらんと工藤君が出した動議が最優先ですよ、動議が成立したんですから。その賛否を問うんですよ。動議で今度は今議長が言われよるとおり、この動議に賛成の諸君の起立を求めますよ。過半数以上だったらこの議案は継続になるんですよ。もうそれで、採決したと同じ形になります。そうでしょう。

議長(成吉 暲奎君) ということですよ。

議員(8番 吉元 成一君) 皆さん、そういうことですよ。

議長(成吉 暲奎君) だから、一応工藤議員の動議は成立したわけです。だから、成立しましたからこの動議は所定の賛成者がおりますので成立したと。で、継続審議とすることの動議を議題として採決をとります。この採決は起立によって行います。この工藤議員の動議とおりに決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) 多数ですね。したがって、継続審査とすることの動議は可決されました。意見書案第7号は継続審査とすることを決定いたします。したがって、継続審査と決定いたします。以上でございます。

混乱させて申しわけございません。次に移ります。

日程第20. 請願第1号

議長(成吉 暲奎君) 日程第20、請願第1号京築一高い国民健康保険税の引き下げを求める請願書についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。厚生文教常任委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 請願第1号京築一高い国民健康保険税の引き下げを求める請願書、本案について慎重に審査した結果、反対多数で不採択と決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。質疑あります、吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 反対多数ということですが、賛成の意見を今度はね、うちも聞かれましたので、ちょっと聞きたいと思います。どういった理由で、京築一高い国保税でこれを下げないかんかということについてのやっぱり意見、委員会であったと思うですよ。詳しく。

議長(成吉 暲奎君) 平野委員長。

厚生文教常任委員長(平野 力範君) 吉元議員の質問に対してお答えします。

いろいろ意見がありましたが、意見書の中で一部国に対する要望の部分はほとんどの議員が賛成しております。しかし、国保税の引き下げに一般会計からの繰り入れをしろという意見にはほとんどの意見が、提案議員以外の議員が全員反対いたしました。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 反対の意見じゃない。(「だけ、西畑さん、委員会の決定に反対の意見」と呼ぶ者あり、)委員会に対しての決定についての反対意見を述べます。

この請願書は、町民の皆さんの気持ちを代弁しております。国保加入世帯は低所得者が多く、8割は年所得200万円以下で、大半は農家や高齢者、無職の方々です。築上町の場合は年所得200万円、3人世帯の方の国保税は介護保険を加えると44万3,500円で、隣の豊前市より10万5,100円も高く、京築で一高い所得の2割を超え、払いたくても払えないのが実態です。国保税がここまで高くなった原因は、町の国保会計への国からの国保負担金の、国庫負担の割合を50%から25%に半減させたことにあります。これを従前の50%に戻すよう国に要請すること、国保税を他の市町並みに引き下げること、所得が生活保護基準以下で払いたくても払えない世帯に対しては、実態調査をして条例に基づく減免申請を認めること。資格証明書や短期保険証の発行世帯の実態調査をして減免申請を適用していただ

きたい。払える国民健康保険税にしてほしいというのが町民の要望であり、町民の強い願いです。国民健康保険は、憲法25条の社会保障の理念に基づく国民皆保険の土台です。築上町の国保が、だれもが医療を受けられる制度として確立されることを町民は求めています。町民の命と暮らしを守るのが地方自治体の仕事です。憲法と地方自治の精神に立ってこの請願を採択することを訴えます。

以上です。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) 委員会の委員長報告に対する賛成の立場で討論いたします。

先日来、この請願1号には京築一高い国保、京築で一番国保税が高いんだということを、悪い、イメージがよくないイメージで築上町が宣伝されておりますが、税務課長に聞いたところ京築では3番目だそうです。もうこれ自体が大きな過ちだということを、もう少し勉強してこういった請願を出していただきたい。これ1点。

また、それが事実でないのにそういったことを賛成するような審議はできないと思います。

それと、先ほど私が認定の6号で何か意見ありませんでした。このための布石です。何も意見がなかったわけです。だから、昨年のはよかったんだと、21年度分については請願出したほうは異議なかったと、しかし、22年が高いんだと、これ100歩譲った話ですよ、言うんだったら、議案第72号で僕が、ちょっと聞きそびれてしまいました、72号でも何もなかったと、前回一致で通過しとるということですからね。

そういう経過で通すんだったら委員会で、もう少し勉強をしていただいて、この請願に賛成される議員の皆さんが、もう少し勉強をしていただいて、やっぱりこういった議案のときにだれひとりも反対いなかったわけですから、僕はまさか、委員会の反対討論が出るとは思いませんでした。

そういった意味で、私は町として、やっぱり必要なものですから国保税をいただいていると、これも1人町長執行部を初め、何人かで決めたことではありません。国保には、ちゃんと議会のほうから3人ほど、3人でしたね、ちゃんと委員会出ております。それで、もう少し勉強をしていただきたいなと思います。そういう意味で、この議案については賛成できかねます。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。これで討論を終わります。(発言する者あり)

議員(8番 吉元 成一君) いや、いや賛成することはできなかったです。(発言する者あり)

議長(成吉 暲奎君) はい、私語はもうやめてください。これで討論を終わります。

ただいま、委員長報告に反対意見がありますので、これより請願第1号について採決を行います。請願第1号は原案のとおり採決することに(「原案のとおり……」と呼ぶ者あり)うん、反対意見が(「原案のとおりです……」と呼ぶ者あり)でいいんですか。(「反対意見を言ったけど原案どおり」「委員長報告のとおり議決ちゅうか、逆に原案どおり可決」と呼ぶ者あり)よろしいですね。どうも、誤ってごめんなさい。

それでは、訂正いたします。

これより請願第1号について採決を行います。本案に対する委員長の報告は不採用です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。(発言する者あり)、ちょっとすみません、ちょっと休憩させていただきます。

午前10時50分休憩

.....
午前10時58分再開

議長(成吉 暲奎君) これより再開します。本案に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案のとおり採決することに賛成の方は起立をお願いいたします。(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) はい、わかりました。起立少数であります。よって、請願第1号は原案のとおり採決することに決定いたしました。(「不採択に決定することに」という者あり) あっ、ごめんなさい。たびたびごめんなさい。本当に。

よって、請願第1号は不採決とすることに決定いたしました。あっ、不採択することに決定いたしました。進めます。ここで継続審査分です。

日程第21、意見書案第1号

議長(成吉 暲奎君) 日程第21、意見書案第1号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書(案)についてを議題といたします。

本案について委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

総務常任委員長(宮下 久雄君) 意見書案第1号県政・県町村会汚職事件の徹底解明及び再発防止のための政治倫理条例制定を求める意見書(案)について、本案について慎重に審査した結果、否決すべきものと決定しました。

議長(成吉 暲奎君) 御苦労さまでございました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) 県知事、県議の政治倫理条例の制定を求める意見書が否決されたことについて、反対の討論をいたします。

中島前副知事が贈収賄容疑で逮捕されるという深刻な教訓から、事件の再発防止のため、県内の大

半の市町村が、既に制定している市長、特別職、議員を対象にした厳格な政治倫理条例を早期に制定することを求めています。知事と議員を対象にした資産等の公開条例はありますが、副知事など特別職を対象外として、本人名義以外は資産等の報告義務がないなど不十分なものでした。

3月の県議会で、副知事だけの倫理条例はできましたが、知事と副知事などの特別職議員を一体にした政治倫理条例は制定されておりません。ぜひ、政治倫理条例の制定をするように求めるために、この委員会での否決に対して賛成していただくように、「反対」と呼ぶ者あり)ごめんなさい。反対の意見を述べて終わります。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

委員長報告に反対意見がありますので、これより意見書案第1号について採決を行います。意見書案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) 起立少数です。よって、意見書案第1号は否決されました。

ここで追加議案です。

お諮りします。日程第22、議案第79号平成22年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてから、日程第26、常任委員会の閉会中の継続審査についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。よって、議案第79号から常任委員会の閉会中の継続審査までについてまでを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第22、議案第79号

議長(成吉 暲奎君) 日程22、議案第79号平成22年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行行政課長。

財政課長(則行 一松君) 議案第79号平成22年度築上町一般会計補正予算(第6号)について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成22年度築上町一般会計補正予算(第6号)を別紙のとおり提出する。平成22年9月28日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第79号は、平成22年度築上町一般会計補正予算(第6号)についてでございますが、あとの3議案も関連はしております。

旧蔵内邸が、いよいよ契約はできまして、本日あとの議案で、いわゆる財産の取得と、それから条例の改正議案を一緒に上程させていただいておりますが、まず、予算案ということで、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額96億6,557万4,000円に、396万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を96億6,954万3,000円と定めるものでございます。

この補正予算、先ほども申しましたが、旧蔵内邸の管理運営に関する予算ということで、一応、まず旧蔵内邸の住宅保存活用検討委員会を設置いたしたく、これにかかわる委員報酬、それから旅費が若干ありますんで旅費と。それからあと、いろんな形で、まあ、修繕とか、いろんな印刷製本、それから消耗品も若干あります。そういうことで計上をさせていただいております。それから、あとは火災保険料が、一応主な役務費が主体となります。そして、あと施設の管理委託料ということで、清掃、警備それから草刈り、植木剪定ということで委託料を含ませさせていただいている、あとは、出張に対する有料道路の使用料ということで計上させて、一応蔵内邸という形の中で、いわゆる今後、計画にあたっての最小限の予算を、一応組まさせていただいているということでございます。

よろしく御採択をいただきますようお願いを申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑のある方。西畑議員。

議員(9番 西畑イツミ君) ページ6ページですね。委託料が上がっておりますが、この中の清掃委託料、草刈り業務委託料については、7月21日の臨時議会のときに、厚生文教常任委員会の中で、町長は嘆願書や要望書が出ている地元と話し合いをするようなことを言われておりましたが、どのような話し合いをした結果、このようにあがったのでしょうか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まだ町のものになっていないので、話し合いはしておりません。まあ、一応町のものになったという形で、今後詰めてまいらなくちゃなりません。

議長(成吉 暲奎君) 吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) この財産管理について、今、西畑議員が言われた委託料については、お金が、町長、当初買うという段階で1,600万円ぐらい、千五、六百万、年の予算かかりますと、で、町の持ち出しは450万円以上はしませんと、何か言い切ったという話を、よく聞くわけですが、それじゃできないだろうと、私はこういうふうに思ってますが、必要なものについては、今後皆さん議会と地域の皆さんっていか住民の皆さんと相談しながら、買い取る以上、ちゃんと保存していかなければいけないと、私はこう思うんですが、委託料等については慎重にしてもらわないと。

また、地域の皆さんにってもらうことも結構なんですけど、町民の皆さん十分理解できるような形の中で選定していただくと、そうしないと、やっぱりシルバーの関係もありますし、じゃあ、ほかの自治会の関係も出てくると思うんですね、そういった意味で、慎重に検討していただけますか。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 今の質問でございますけれども、これ一応検討委員会、一応つくるんで、この中で検討していけばいいんじゃないかなあと。

議員(8番 吉元 成一君) 障害者の団体とか、いろいろありますので。

町長(新川 久三君) はい。そういうことで、ちょっとまだ、今までどこにどうするというのは決めていないというのが現実でございます。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 主に、あとの予算の財産取得についての81号、82号に反対であります。

この案件も、79号、80号も81号、82号財産取得を前提としての予算でございますので反対いたしますが、我が町に蔵内邸を維持管理していくのは、非常に、わが町だけで維持管理していくのは、非常に難しいと考えるので、財産取得そのものから条例まで、全部反対します。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第79号について採決を行います。議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第80号

議長(成吉 暲奎君) 日程第23、議案第80号築上町「旧蔵内家住宅」保存基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第80号築上町「旧蔵内家住宅」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について、表記の条例案を別紙のとおり提出する。平成22年9月28日、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第80号は、築上町「旧蔵内家住宅」保存基金条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例は、先の第1回臨時会で可決、制定したところでございますが、名称の変更を「旧蔵内家住宅」から「旧蔵内邸」ということで変更したいということで、条例改正を提案しております。

す。

そして、第2条については、基金は次に、積み立てるということでございますけども、一般会計歳入予算に定めるところによるということで、基金の積み立てをこのように改善したいということで、そして、あと1号、2号、3号、それから第2項を新たに設けるということでございます。以上、議案の中身でございます。

よろしく御採択をいただきますようお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑のある方。吉元議員。

議員(8番 吉元 成一君) ということは、この2条の2項ですかね、この分を見ると、町長、さっきも言ったけど450万で足りん場合は、町長が認めたら使うことができますよということですね。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) まあ、基本的には維持管理ということで、町の一般財源を450万ということで想定しておるということでございますし、あとは特定財源が入れば、それはそれなりに使わせてもらう形にはなるかとは思いますが、いわゆる、ふるさと納税も、これは一般財源になりますので、基本的には何もしなければ450万の管理で私はできると、こういうふうには思ってますけど、そういうわけにはいかんということで、あそこでやっぱり広く皆さんに、この蔵内邸を理解してもらおうということで、いわゆる見学をしてもらいながら、料金をいただくという形、この運営は450万円以外は料金で出していこうというのが基本的な考え方でございます。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 先ほども申しましたように、蔵内家の財産取得そのものに反対でありますので、この条例にも反対します。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第80号について採決を行います。議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) 起立多数です。どうぞお座りください。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

日程第24. 議案第81号

議長(成吉 暲奎君) 日程第24、議案第81号財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第81号財産の取得について、次のように財産を取得することについて議決を求める。平成22年9月28日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第81号は、財産の取得でございます。

本議案は、土地と建物を分けて、本議案は土地だけの取得でございます。財産の種類は宅地ということで、所在は築上町大字上深野396番地、ほか2筆ということでございます。面積は、7,135.6平方メートル、取得金額が3,232万3,000円ということでございます。

これ、何回も申しましたとおり、財源は、いわゆる1億円寄附の中から土地建物で8,000万円ということで、そのうち土地へこの金額を充てさせていただいております。

よろしくお願いを申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) 1億円いただいたからということで、この財産を取得するわけですけど、非常にこの案が長引いたわけです。というのは、蔵内邸を所有している山路さんと、あおぞら銀行の間で、何らかの理由でもめているというような話も聞いております。こういう長引くようなものではないと思っておりました。もうその1件だけでも、非常に不明朗なものがあります。

まあ、基本的にわが町にこのような財産を取得しても、維持管理していく能力は非常に厳しいものがあるということで反対しました。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(成吉 暲奎君) これで討論を終わります。

反対意見がありますので、これより議案第81号について採決を行います。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(成吉 暲奎君) 起立多数です。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

日程第25. 議案第82号

議長(成吉 暲奎君) 日程第25、議案第82号財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長(吉留 正敏君) 議案第82号財産の取得について、次のように財産を取得することについて議決を求める。平成22年9月28日提出、築上町長新川久三。

議長(成吉 暲奎君) 新川町長。

町長(新川 久三君) 議案第82号も財産の取得でございますが、旧蔵内邸の、これは建物でございます。

所在は、上深野の396番地ほかということで、床面積が1,698.88平方メートル、取得金額が4,767万7,000円ということで、8,000万円の按分を所有者と話をし、分けさせていただいているところでございます。別紙82ページの2には、具体的に、いわゆるそれぞれの建物ごとに記載をしております。

どうぞよろしく御審議のほどいただいて、御承認をお願い申し上げます。

議長(成吉 暲奎君) これより質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。平野議員。

議員(18番 平野 力範君) この家のほうの取得に関しても、4,700万もするようなものでないと、皆さんが評価しております。そのようなものを購入するというには反対です。

議長(成吉 暲奎君) ほかにありませんか。

反対意見がありますので、これより議案第82号について採決を行います。議案第82号は原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

議長(成吉 暲奎君) お座りください。起立多数です。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第26、常任委員会の閉会中の継続審査について

議長(成吉 暲奎君) 日程第26、常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

それぞれの常任委員会委員長から閉会中の継続審査の申し出がありますので、これを許可したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(成吉 暲奎君) 異議なしと認めます。したがって、それぞれの常任委員会委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることを決定いたしました。

議長(成吉 暲奎君) 以上で本日の日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

これで平成22年第3回築上町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員